

令和 8 年 10 月

医療機関各位

身体検査の実施及び身体検査票の作成について

京都市人事委員会

本状持参の受診者は、京都市職員採用試験の消防職の受験者です。

つきましては、下記について御留意いただき、身体検査方法及び基準に基づいて、身体検査票を作成していただきますようお願いいたします。身体検査票の作成にあたっては、別紙様式「京都市職員採用試験消防職身体検査票」を御使用ください。

記

- 1 別紙の全項目について身体検査を実施して、身体検査票を作成してください。
なお、検査できない項目がある場合は、他の医療機関で検査するように受診者にお伝えください。
- 2 項目欄に記載が難しい内容や問診内容等については、「総合所見及び就業上の注意事項等」欄に御記入願います。
- 3 各項目にて、再検査及び精密検査等が必要な場合は実施し、必ず全項目について記入漏れのないようにお願いいたします。尿検査において、再検査及び精密検査等が必要な場合は、再検査を実施し、更に精密検査が必要な場合につき、血液検査の実施をお願いします。検査等を実施した場合は、検査結果について確認できる書類等を添付してください。
- 4 視力検査について、眼鏡又はコンタクトレンズ等を使用されていた場合、矯正視力についても検査してください。右眼、左眼だけでなく、両眼の検査の実施をお願いいたします。
- 5 色覚検査の検査方法については、指定はございません。赤・青・黄の色彩識別可否について、確認ができる検査（聴き取りを除く）の実施をお願いいたします。
- 6 当該検査に要する費用は、全て本人の自己負担となります。
- 7 身体検査票が作成できましたら、封入・封かんのうえ、受診者本人にお渡しください。
（検査結果については、受診者本人に開示してもかまいません。）
- 8 検査項目の一部が検査済みで、検査日が異なるような場合は、検査日記入欄の空白部分等に詳細を記入してください。
- 9 受験者から京都市人事委員会への当該身体検査票の提出期限は、10月19日（月）（厳守）としております。身体検査票の発行に当たっては御配慮いただきますようお願いいたします。

担当 京都市人事委員会事務局
TEL 075-746-6412
FAX 075-746-6697